



市から横浜地方裁判所への要望

概要	横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施について、横浜地方裁判所へ要望書を提出します。
とき	1月25日（水）午後1時30分から
ところ	横浜地方裁判所（横浜市中区日本大通9）
内容	<p>◆要望者</p> <p>【相模原市】市長 本村 賢太郎氏</p> <p>【座間市】市長 佐藤 弥斗氏</p> <p>◆同席者</p> <p>神奈川県弁護士会</p> <p>◆要望先</p> <p>横浜地方裁判所長 足立 哲氏</p> <p>◆要望内容</p> <p>別添要望書「横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施について」のとおり</p> <p>【合議制裁判とは】</p> <p>3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判よりも、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされます。</p> <p>具体的には、刑事事件においては、殺人や放火、強盗などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身柄を拘束する決定（勾留決定）に対する異議申し立て手続（準抗告）も合議で行われなければなりません。</p> <p>民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。</p>
取材	<p>横浜地方裁判所の建物内および敷地内は取材および写真撮影ができませんので、要望に関する面会後に隣接する弁護士会館での取材を予定しています。</p> <p>○とき 午後2時15分から</p> <p>※要望に関する面会の進捗により前後する場合があります。</p>

	<p>○ところ 神奈川県弁護士会館 4階E&F会議室</p> <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場はありません。 ・会場入り口で受け付けを済ませてから入室してください。 ・取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。
問い合わせ先	<p>市民部 広聴人権課 中村</p> <p>TEL 046 (252) 8241 FAX 046 (252) 0220</p>

